

小学生の登下校の見守り活動

に対する助成

平成 27 年度 淀川区社会福祉協議会善意銀行

「子ども見守り活動支援助成金」 払出先の募集

大阪市淀川区社会福祉協議会では、市民や団体、企業のみなさまから預託された現金や物品を基に、「善意銀行」を設置しています。

このたび株式会社ダイヘンより、小学生の登下校を見守り活動を支援することを目的に寄付をいただけることになりました。

この寄付を活用し、平成 27 年度から、「子ども見守り活動支援助成金」を設けます。

今後、毎年一回、区内で子ども見守り活動を行う団体を対象に、払出先を募集します。

1. 払出対象

区内で小学校の登下校時の見守り活動を行っているボランティアグループ、地域社会福祉協議会、地域活動協議会。なお、区内18地域で各1団体とします。また、ボランティアグループが申請される場合、地域社会福祉協議会の会長の推薦を受けてください。

2. 対象となる内容

①登下校の見守り活動に必要な備品、消耗品の購入経費

②同活動に関する研修にかかる経費

なお、飲食にかかる経費は対象外になります

3. 払 出 額 1件 10万円以内(総額50万円)

4. 申込方法

払出申請書(第1号様式)に、①活動計画・収支予算、②備品、消耗品の場合は見積もり書を添付し、区社会福祉協議会まで提出してください。

なお、ボランティアグループが申請する場合は、活動場所の地域社会福祉協議会会長の推薦を受けてください。

5. 申込期間 平成27年9月18日(金)～10月31日(土)必着

6. 選考方法 申請書類に基づき、善意銀行運営委員会で審査し、払出先と払出額を決定します。なお、払出されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

7. 決定通知 結果については、文書で通知します。(12月中旬予定)

《決定通知後の手続きのおおまかな流れ》

・「払出請求書(第4号様式)」を提出

・払出額を1月末までに振込予定

・事業完了後 30 日以内に「事業完了報告書(第5号様式)」及び必要書類を提出

* 詳しくは、払出決定団体にお知らせします。

- 8.留意事項
- (1) 申請日以降に、申請内容や役員などに変更がある場合はすみやかに届出ください。また、正当な理由がなく、申請内容に虚偽があったときや委員会が不適切と判断した場合、返還いただく場合もありますので、ご注意ください。
 - (2) 申込受付後、必要に応じて別途書類の提出依頼や電話又は訪問等による問い合わせをさせていただくことがあります。

《申し込み、問い合わせ先》

社会福祉法人 大阪市淀川区社会福祉協議会

〒532-0005 大阪市淀川区三国本町2-14-3

電話番号(06)6394-2900 ファックス番号(06)6394-2978

メールアドレス: yodogawa.shakyo@gmail.com

ホームページ: <http://yodogawa.kusyakyou.or.jp/>